

平成20年8月14日

各 位

香川県高松市鍛冶屋町7番地12
穴吹興産株式会社
代表取締役社長 穴吹 忠嗣
(コード番号 8928 大証第一部)
問い合わせ先 専務取締役 富岡 徹也
管理本部長
電話番号 087(822)3567

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年9月25日開催予定の第45期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しました。さらに、当社は、この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みが必要であると考えており、その取組みのひとつとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）について、その具体的内容を決定いたしました。当該対応策においては、その導入にあたり株主の皆様の意思を反映させるため、当該対応策に関する事項の決定を株主総会の権限とする根拠規定を当社定款に定めることが予定されておりますので、定款第17条前段を新設するものであります。また、当該対応策に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当て等の対抗措置については、取締役会決議でも行うことを予定しておりますので、かかる点を定款上明確化するために、定款第17条後段を新設するものであります。
- (2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。なお、本件の詳細につきましては、本日別途公表いたしました「会社の支配に関する基本方針および当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年9月25日（木）
定款変更の効力発生日 平成20年9月25日（木）

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第17条～第47条 (条文省略)</p>	<p><u>第17条 (買収防衛策)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策 (買収防衛策) に関する事項について決定することができる。当該対応策に基づく対抗措置として、当社は、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当社の本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</u></p> <p>第18条～第48条 (現行どおり)</p>